

株式会社 セ ル ム

定 款

平成 28 年 8 月 3 日作成
平成 28 年 8 月 26 日会社成立
平成 28 年 9 月 27 日変更
平成 28 年 11 月 1 日変更
平成 30 年 3 月 26 日変更
平成 30 年 6 月 29 日変更
平成 30 年 11 月 29 日変更
平成 31 年 3 月 15 日変更
令和 元 年 8 月 13 日変更
令和 元 年 8 月 14 日変更
令和 4 年 6 月 29 日変更
令和 5 年 3 月 2 日変更

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社セルムと称し、英文ではCELM, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 経営コンサルタント業務
- (2) 人材の職業適正能力の開発のための研修の実施
- (3) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (4) 職業紹介事業制度に基づく有料職業紹介事業
- (5) コンピューターによる計算業務の代行
- (6) 幼児教育及び保育の研究並びにそれに関する出版物の販売
- (7) 各種アトラクションの企画、運営、管理の請負業
- (8) 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
- (9) 販売促進のためのコンサルタント業務
- (10) 通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務
- (11) 損害保険代理店業
- (12) 企業への投資・投融資の引受・仲介・保証・総合経営支援
- (13) 有価証券、株式の取得、保有、運用、管理
- (14) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数等)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項並びに第48条第1項及び第2項に規定されている場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び取締役社長)

第22条 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。

② 取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者)

第25条 法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会は取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。

(取締役会の議長)

第27条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議要件)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当会社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から1名以上の常勤の監査役を選定する。

(監査役に対する報酬)

第38条 監査役に対する報酬は、株主総会の決議により定める。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の一週間前までに発する。

② 監査役全員の同意があるときは、特定の監査役会について前項の招集期間を短縮したまは招集手続きを省略することができる。

(監査役会の決議要件)

第 40 条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会議事録)

第 41 条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席監査役がこれに記名押印もしくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

(監査役会規程)

第 42 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当会社は、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第 44 条 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 45 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第48条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。配当には利息を付さない。

② 前項に定めるほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載され又は記録されている株主（登録株式質権者を含む。）に対し、剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。以下、「中間配当」という。）を行うことができる。中間配当には利息を付さない。

③ 前2項に定める場合のほか、当会社は、剰余金の配当を行うことができる。配当には利息を付さない。

④ 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第8章 附則

(定款に定めのない事項)

第49条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。